

## 本人限定受取郵便（特例型）の受け取り方等について

- 郵便局から郵送される「到着通知書」には、本資料よりも詳細に内容が書かれています。また、本資料作成には注意を払っておりますが、正式な文書は「到着通知書」となりますので、本資料と齟齬のある場合には、「到着通知書」に従ってください。

### ▼本人限定受取郵便（特例型）とは

本人限定受取郵便（特例型）とは、郵便物を受け取る際に本人確認書類を提示することで、本人に限り\*郵便物を受け取ることができる日本郵便の郵便サービスです。

※ 本認証局では、本人への送付に限定しています。

### ▼本人限定受取郵便（特例型）の受け取り方

1. 本認証局が郵送した本人限定受取郵便（特例型）は、その配達を担当する郵便局に到着した際、当該局に郵便物等が留め置かれ、宛先人に到着通知書（または不在配達通知書）が送付されます。
2. 受け取りは本人しか行なえません。本人が、到着通知書に記載されている郵便局で受け取るか、配達で受け取るかを決める必要があります。
3. 通知書には、**保管期限**が記載されていますので、期限までに、郵便局で受け取るか、到着通知書に記載されている郵便局に、電話・FAX・Web で配達日時に関する連絡を入れる必要があります。
4. **郵便局で受け取る場合**、①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、②印鑑（サインでも OK）、③到着通知書、が必要です。なお、郵便局では、本人確認書類を複写するか、証明資料の種類と記号番号を控えます。
5. **配達で受け取る場合**、①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、②印鑑（サインでも OK）、が必要です。なお、配達の場合も、郵便局担当者は、本人確認書類を複写するか、証明資料の種類と記号番号を控えます。